

いたばしまちなみ景観賞顕彰事業実施要綱

(平成2年6月15日区長決定)

(目的)

第1条 板橋区内において、優れた都市景観の形成に寄与していると認められるまちなみ等を顕彰することにより、板橋区の都市景観の向上による快適環境の形成と、景観に対する区民意識の高揚を図ることを目的とする。

(名称)

い いき

第2条 顕彰の名称は、生き粋いたばしまちなみ景観賞（以下「まちなみ景観賞」という）と称する。

(対象物件)

第3条 まちなみ景観賞の対象物件は、板橋区内で優れた都市景観の形成に寄与しているまちなみ等とする。

(選考)

第4条 まちなみ景観賞の選考は、いたばしまちなみ景観賞選考委員会（以下「委員会」という。）を置き、その審査により行う。

2 前項の規定に基づく委員会は、学識や経験を有する者若干名で構成する。

(顕彰)

第5条 まちなみ景観賞は顕彰を行う年度ごとに10件以内を顕彰するものとし、当該まちなみ等の事業主及び関係者に記念品を授与する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市整備部長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年6月15日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成2年11月9日から施行する。